



世田谷区立松沢小学校

MATSUZAWA Elementary School

学校再開に向けたガイドライン

令和2年5月25日策定

保護者・地域の皆様へ

本校では、今後、教育活動を再開するにあたって、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～2020.5.22 文部科学省）」に基づき、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減して、教育活動を再開・継続し、子供たちの健やかな学びを保障していくことが重要だと考えています。

松沢小学校には、基礎疾患のある児童も在籍しています。したがって、より一層の配慮が必要になります。そして、子供たちの健やかな学びを実現するためには、ご家庭や地域の方々の協力なくして実現することはできません。是非、力を合わせて子供たちの笑顔を取り戻しましょう。すべては松沢小学校の子供たちのために・・・

なお、本ガイドラインは、今後の感染状況等を踏まえ、必要に応じ改訂や追加する可能性があります。

令和2年5月25日

世田谷区立松沢小学校

校長 宇都宮 聰

1 感染症予防対策の徹底

(1) 出欠席について

- ①保健所から児童が新型コロナウイルスの感染者又は、濃厚接触者と特定された場合は、出席停止とする。
- ②体調不良により、登校を控える場合は、出席停止（感染を疑う症状）とする。
- ③学校に既に報告済みの喘息などの持病を理由にして、登校を控える場合は、出席停止（持病による感染防止）とする。
- ④新型コロナウイルスに感染することを避けるために、健康状態が良好であっても登校を控える場合は、出席停止とする。

※いずれの場合も、状況について学校へお知らせください。

（2）児童及び教職員が感染者、又は濃厚接触者として特定された場合の対応

■教職員及び児童生徒が感染した場合

①保健所の指示を受け、特定された感染者が教職員の場合は、2週間の病気休暇を取得させる。

児童の場合は、2週間の出席停止とするが、学校の臨時休業の措置はとらない。

②保健所の指示を受け、感染経路が完全に特定できない場合は、学校は、2週間を目処に臨時休業とする。

■教職員及び児童が濃厚接触者に特定された場合

①保健所の指示を受け、特定された濃厚接触者が教職員の場合は、2週間の出勤困難な場合の事故欠勤とする。

児童の場合は、2週間の出席停止として、学校の臨時休業の措置はとらない。

②保健所の指示を受け、濃厚接触者を完全に特定できない場合は、学校は、2週間を目処に臨時休業とする。

（3）登校前・登校時の健康観察

①家庭では、免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を取る。

②児童、教職員とも、毎朝、検温や健康状態の確認を行う。熱症状や強い倦怠感、咳が出る、喉に異常を感じる、嗅覚・味覚に異常を感じる場合は、登校、出勤を控える。

③マスクを着用する。マスクや手洗い後のハンカチやタオルを複数、持参する。

④登校前の検温結果や健康状態について、保護者が健康観察カードに記入する。

発熱等の症状がみられるときには、無理をせずに自宅で休養させるようする。

⑤複数の人数で登下校する際は、社会的距離1m以上離れることを指導する。

⑥児童は登校時間内に登校し、西門と正門で教員が口頭で検温や健康状態の確認をする。

検温を忘れた場合は、校庭のテントで教員が検温し、記入する。（非接触型体温計使用予定）

（4）教職員の健康管理（外部人材含む。）

①自宅で検温と健康観察を行い、体調不良や健康状態に不安がある場合は無理な出勤を避け、自宅で休養する。

②家族に発熱等、風邪症状がみられる場合は出勤を見合わせる。出勤後に体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し、帰宅する。

③手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場合はマスクやフェイスガードを装着する。

④勤務時間外においても、3密を回避し、家族・同居者も同様に認識し、行動自粛をする。

（5）来校者について（保護者、業者等）

①教職員は、来校者の顔がマスクで隠れるため、不審者の侵入に注意する。

②保護者が来校する際にはマスクを着用し、校内に入る場合は、入口で手指の消毒をする。

③マスクで顔が隠れ、保護者の確認が難しくなるため、平常時以上に保護者は保護者証を首から下げることを徹底する。（教職員は、正門のインターフォンモニターで保護者証を確認する。）

④来校者は全てマスクを着用する。ない場合には、原則、入校を遠慮いただく。

2 教育活動

(1) 学校生活

- ①教室に入る前に手洗いを行う。
- ②朝の会で担任が健康観察カードを回収し、健康状態を確認する。また、マスクとハンカチの所持を確認する。
- ③手洗いを行う時間を、2単位時間ごとに確保する。手洗い場に多くの人が集まらないように学級ごとに時間を分けて設定する。うがいは、飛沫感染の恐れがあるので行わない。
- ④水分補給は、持参した水筒で行う。流しでの飲水は行わない。
- ⑤常に換気を確保する。本校では、24時間換気システムが設置されているが、各所の窓を開けるなどの換気も合わせて行う。
- ⑥教室の扉は開放、電気等のスイッチは児童が触れないように指導する。また、手を触れる機会がある箇所は定期的（朝、昼、夕）に消毒する。
- ⑦当面の間、全校児童が集まる朝会や集会、1クラス以上集まる集会等は行わない。
- ⑧当面の間、授業は黒板の方向を向く形で行い、グループ学習等の活動は行わない。
- ⑨教室内で互いに1m程度の距離をとるように座席を離す。
- ⑩学校行事については、行動制限が出ている期間は原則延期または中止とする。
- ⑪トイレは、学校主事が定期的（朝、昼、夕）に清掃・消毒をする。
- ⑫偏見や差別のないように、学校生活の中で、児童の「心の教育」「心のケア」を行う。

(2) 給食・食事

- ①教職員、児童ともに手洗いを徹底する。
- ②喫食時以外は、マスクを着用する。
- ③担任はマスク、手袋、白衣を着用し、配膳の指導を行う。
- ④児童が給食当番を行う場合は、担任等は健康状態（発熱、せき、下痢、腹痛、嘔吐等の有無）を確認する。
- ⑤給食当番の体調が悪くなった場合は、速やかに交替させ、健康観察カードを持たせ、保健室で健康確認を行う。交替した児童は、別の白衣を使用する。
- ⑥必要以上の会話をせずに配膳し、前を向いた状態の席で喫食する。



マスクの正しい付け方

正しい手の洗い方

○ 爪は短く切っておきましょう
手洗いの前に



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。

手の甲をのそすようにこります。

指先・爪のすきを念入りにこります。



指の間を洗います。

親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

3つの咳工チケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

①換気の悪い 密閉空間



②多数が集まる 密集場所



③間近で会話や 発声をする 密接場面

